

仕 様 書

(桧尾川左岸 2 号線ほか河川維持業務委託)

第 1 章 総則

第 1 条 目的

本委託は、大阪府管理河川区域内の市管理道路及び護岸堤防部における除草業務及び清掃業務であり、市民の快適な利用に供するための環境整備を図るものである。

第 2 条 適用

本仕様書は、高槻市都市創造部道路課にて施行する『桧尾川左岸 2 号線ほか河川維持業務委託』に適用する。

第 3 条 基本事項

本業務は、本仕様書及び大阪府都市整備部監修の最新版の委託役務業務必携に従い業務を行うこと。また、委託役務必携に特に定めがない事項については、「土木請負工事必携」（大阪府都市整備部）の規定によること。ただし、これらの文中の「契約書」とは、大阪府土木設計業務等委託契約書（以後、府契約書という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参考するものとする。

第 2 章 河川維持業務

第 1 条 一般事項

1. 受注者は、契約後直ちに現場代理人及び主任技術者を選任して監督職員に届け出るとともに、業務実施工程表を提出し、監督職員の承認を受けるものとする。但し、主任技術者は、建設業法 7 条第 2 号に基づく資格要件を満たす者とする。
2. 現場代理人は、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ・熱中症等がないよう配慮すること。
3. 受注者は、設計図書並びに本仕様書に明記のない事項であっても、業務を実施する上で当然必要と認められる業務については、監督職員の指示に従って受注者の費用負担により施工するものとする。

第 2 条 苦情・要望等の処理

委託業務の実施に当たり、関係官公署及び地元代表者、周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、苦情・要望等を受けたときも同様

に監督職員に報告し協議を行うこと。

第3条 安全管理

1. 作業中は安全確保のため、通行人、車両の誘導を行い、第三者災害防止に努めること。なお、第三者に損害を与えたり、既存の道路構造物等を損傷したりした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
2. 機械作業中の飛石が各施設、隣接家屋、車両や通行人等に被害を及ぼすことの無い様に養生の上、十分注意して作業を行うこと。

第4条 提出書類

1. 着手及び完了関係書類
2. 業務計画書
3. 業務報告関係書類（2部提出）
 - ① 業務週報
 - ② 安全管理週報
 - ③ 出来高管理関係
 - ④ 処分伝票及び集計表
 - ⑤ 交通誘導員伝票及び集計表
 - ⑥ 業務実施写真
4. その他、監督職員が指示したもの。

第5条 写真管理

1. A4版用紙で統一すること。
2. 業務実施前、実施中、実施後について写真管理を実施すること。
3. 2の写真はおおよそ100mに1箇所撮影し、実施前後を対比できるように整理すること。
4. 実施前の写真は、草丈等の現状がわかるように箱尺等を立て撮影すること。
5. 完了写真は、集草、運搬と後片付けが終わった後に撮影すること。
6. 全てカラー写真とする。
7. 処理施設への運搬、処理の状況を撮影すること。
8. 飛石防護設置状況、人力運搬状況や交通誘導員配置状況等、数量計上されている工種については、これを撮影すること。
9. 位置図（撮影箇所の表示）を添付すること。

第6条 焼却処理、焼却

1. 雑草刈り取り及び塵芥作業後は、作業で発生した刈草や塵芥等を現場に放置せず、

原則としてその日に回収し、速やかに処理施設に運搬し処理するものとする。なお、積算上の処理施設は下表を見込んでいるが、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

施設名	所在地	処分費
エネルギーセンター	高槻市前島 3 丁目 8-1	有料

2. 作業で回収した刈草や塵芥等は適正な処理を行い、必要に応じて証明書等を提出すること。
3. 野焼きは、禁止する。
4. 回収等の作業は、刈草が民家や道路、河川内に飛散しないように配慮すること。

第3章 その他

第1章 その他事項

1. 本委託は、緊急性を要する箇所も含まれるため、監督職員と協議のうえ、受注後、速やかに実施し、原則令和7年8月8日までに作業を完了すること。
2. 安全対策、住民対策については受注者で行うこと。
3. 本仕様書に定めない事項については、速やかに監督職員に連絡し協議を行うこと。

以 上